

# 委 員 会 議 題

令和6年7月24日開催

於：奈良県経済倶楽部

奈良県内水面漁場管理委員会

議 事 事 項

1. 遊漁規則の変更について

1～ 6

野迫川村漁業協同組合奈内共第11号、奈内共第12号  
及び奈内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新		旧	
第1条 ～ 第4条 〔略〕  (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。		第1条 ～ 第4条 〔略〕  (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。	
区 域	期 間	区 域	期 間
春日神社の前の橋より上流の弓手原川本支流の区域	1月1日から 12月31日まで	春日神社の前の橋より上流の弓手原川本支流の区域	1月1日から 12月31日まで
北股川支流アジコ谷		北股川支流アジコ谷	
大股取水堰堤から上下流それぞれ50mの区間			
川原樋川発電所の放水口から上下流それぞれ50mの区間			
第6条 ～ 第12条 〔略〕  附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 附 則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。		第6条 ～ 第12条 〔略〕  附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。	

新旧対照表

新 (改正後)	旧 (現行)														
<p>(漁具・漁法の制限) 第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。</p>	<p>(漁具・漁法の制限) 第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。</p>														
<p>1～3 [ 略 ]</p>	<p>1～3 [ 略 ]</p>														
<p>4 次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中、友釣以外の漁具、漁法を使用してあゆの遊漁をしてはならない。ただし、下記に示す五條市漁協との協定による入会区域においては、毛針釣によるあゆの遊漁をすることができる。</p>	<p>4 次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中、友釣以外の漁具、漁法を使用してあゆの遊漁をしてはならない。ただし、下記に示す五條市漁協との協定による入会区域においては、毛針釣によるあゆの遊漁をすることができる。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈内共第16号の漁場区域</td> <td>毎年あゆ解禁日から前項に規定する刺網、引掛、段引による遊漁のうち、最も早い漁具・漁法の解禁日前日まで</td> </tr> <tr> <td>吉野町飯貝の妹背大橋上下300mの区域内で、組合が定め公表する区域</td> <td rowspan="2">あゆ解禁日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間</td> </tr> <tr> <td>大淀町増口の吉野大橋の上下300mの区域内で、組合が定め公表する区域</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	奈内共第16号の漁場区域	毎年あゆ解禁日から前項に規定する刺網、引掛、段引による遊漁のうち、最も早い漁具・漁法の解禁日前日まで	吉野町飯貝の妹背大橋上下300mの区域内で、組合が定め公表する区域	あゆ解禁日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間	大淀町増口の吉野大橋の上下300mの区域内で、組合が定め公表する区域	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奈内共第16号の漁場区域</td> <td>毎年あゆ解禁日から前項に規定する刺網、引掛、段引による遊漁のうち、最も早い漁具・漁法の解禁日前日まで</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td rowspan="2">(新設)</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	奈内共第16号の漁場区域	毎年あゆ解禁日から前項に規定する刺網、引掛、段引による遊漁のうち、最も早い漁具・漁法の解禁日前日まで	(新設)	(新設)	(新設)
区 域	期 間														
奈内共第16号の漁場区域	毎年あゆ解禁日から前項に規定する刺網、引掛、段引による遊漁のうち、最も早い漁具・漁法の解禁日前日まで														
吉野町飯貝の妹背大橋上下300mの区域内で、組合が定め公表する区域	あゆ解禁日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間														
大淀町増口の吉野大橋の上下300mの区域内で、組合が定め公表する区域															
区 域	期 間														
奈内共第16号の漁場区域	毎年あゆ解禁日から前項に規定する刺網、引掛、段引による遊漁のうち、最も早い漁具・漁法の解禁日前日まで														
(新設)	(新設)														
(新設)															
<p>第3条第4項ただし書の区域の範囲</p> <p>奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝591番地の大淀町と五條市との境界と紀の川右岸との接点より対岸（紀の川左岸）の標示看板を見通した線から上流、奈良県吉野郡下市町大字新住1032番地の下市町と五條市との境界と紀の川左岸との接点より対岸（紀の川右岸）の標示看板を見通した線から下流の間</p>	<p>第3条第4項ただし書の区域の範囲</p> <p>奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝591番地の大淀町と五條市との境界と紀の川右岸との接点より対岸（紀の川左岸）の標示看板を見通した線から上流、奈良県吉野郡下市町大字新住1032番地の下市町と五條市との境界と紀の川左岸との接点より対岸（紀の川右岸）の標示看板を見通した線から下流の間</p>														
<p>5 [ 略 ]</p>	<p>5 [ 略 ]</p>														
<p>附 則 この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は令和 6 年 月 日から施行する。</p>	<p>附 則 この規則は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。</p>														

月ヶ瀬漁業協同組合奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

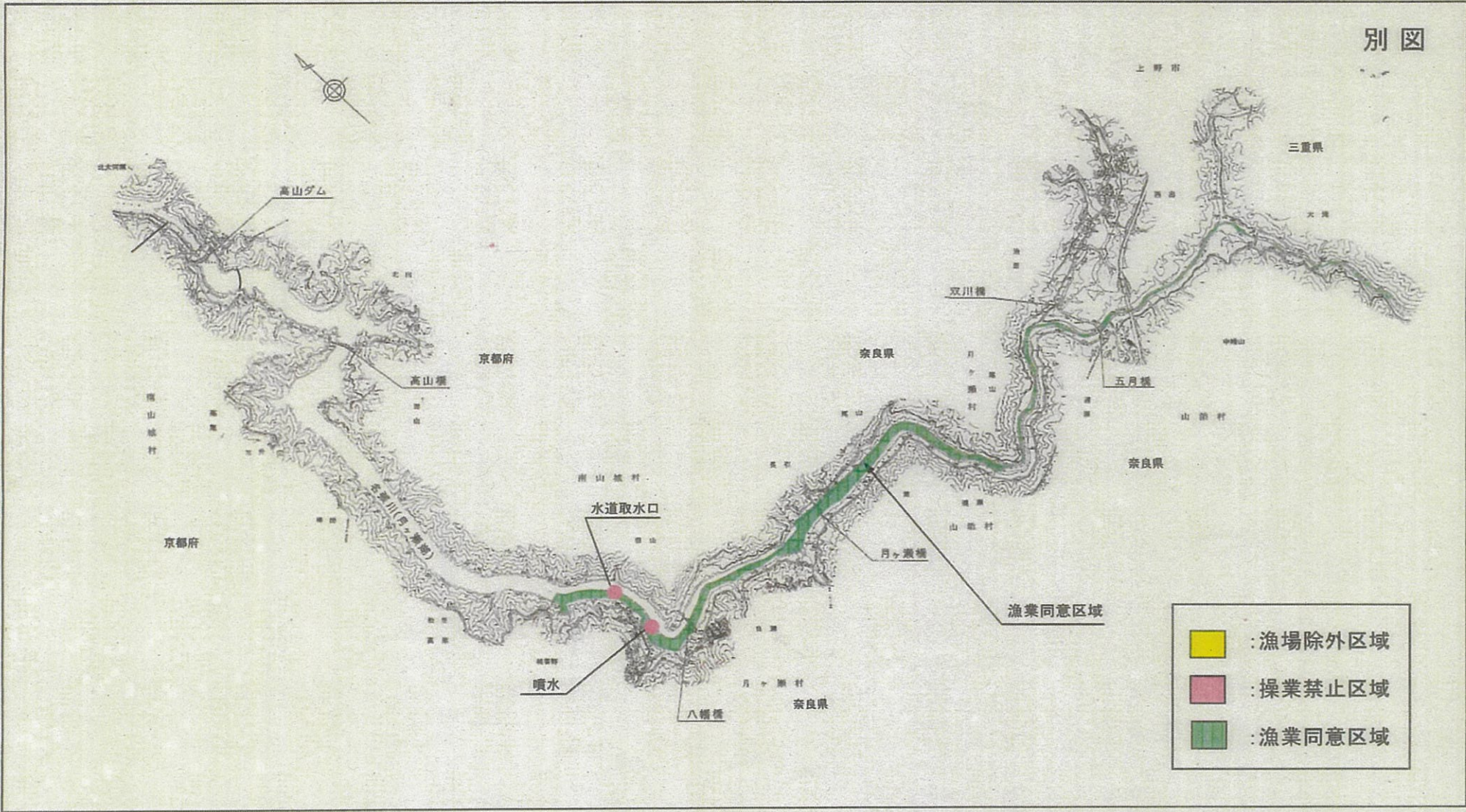
新旧対照表

新		旧	
第1条 ～ 第4条 〔略〕  (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、 <u>それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</u>		第1条 ～ 第4条 〔略〕  (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。	
区 域	期 間	区 域	期 間
上津ダムの堰堤より下流300mの区域	1月1日から12月31日まで	上津ダムの堰堤より下流300mの区域	1月1日から12月31日まで
高山ダムの別紙の区域			
第6条 ～ 第12条 〔略〕  附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 附 則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。		第6条 ～ 第12条 〔略〕  附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。	





別図





波多野漁業協同組合奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新		旧	
第1条 ～ 第4条 (略)  (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、 <u>それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</u>		第1条 ～ 第4条 (略)  (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。	
区域	期間	区域	期間
上津ダムの堰堤より下流300mの区域	1月1日から12月31日まで	上津ダムの堰堤より下流300mの区域	1月1日から12月31日まで
高山ダムの別紙の区域			
第6条 ～ 第12条 (略)  附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。 附 則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。		第6条 ～ 第12条 (略)  附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。	

五月川漁業協同組合奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新		旧	
第1条 ～ 第4条 [略]  (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、 <u>それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</u>		第1条 ～ 第4条 [略]  (禁止区域) 第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。	
区 域	期 間	区 域	期 間
上津ダムの堰堤より下流300mの区域	1月1日から12月31日まで	上津ダムの堰堤より下流300mの区域	1月1日から12月31日まで
高山ダムの別紙の区域			
第6条 ～ 第12条 [略]  附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 附 則 この規則は、令和 年 月 日から施行する。		第6条 ～ 第12条 [略]  附 則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。	

1



# 委員 会 別 冊 資 料

令和6年7月24日開催

於：奈良県経済倶楽部

奈良県内水面漁場管理委員会

(配付資料一覧表)

議事事項1

- (1) 遊漁規則の変更理由 . . . . . 1
- (2) 現行遊漁規則（野迫川村漁協、吉野漁協、月ヶ瀬漁協） . . . . . 2~16

その他

- (1) 奈良県漁業調整規則の改正
  - ①改正概要 . . . . . 17
  - ②新旧対照表 . . . . . 18
  - ③現行規則 . . . . . 19~30

漁 協	変 更 理 由
野迫川村漁協	遊漁者の安全を考慮し、関西電力の取水堰堤及び発電所の放水口の上下流を禁止区域としたい。
吉野漁協	アユの遊漁者を増加させるため、友釣り専用区を新設したい。
月ヶ瀬漁協 波多野漁協 五月川漁協	禁止区域の変更をしたい。

野迫川村漁業協同組合奈内共第11号、奈内共第12号  
及び奈内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、野迫川村漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第11号、奈内共第12号及び奈内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あまご及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あまご	竿 釣
にじます	竿 釣

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	釣竿 1人1本

3 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
にじます	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内

2 前項の公表は、全村一円の広告板に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
春日神社の前の橋より上流の弓手原川本支流の区域	1月1日から12月31日まで
北股川支流アジコ谷	

(特別区域)

第6条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第4条の規定にかかわらずそれぞれウ欄の期間とする。

ア 区 域	イ 魚 種	ウ 期 間
赤谷口から土ヤ谷口までの区域	あまご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間
	にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あまご (にじます)	竿 釣	1日(解禁日)	3,500円
		1日(その他)	2,500円
		1年(解禁日を除く)	7,000円

2 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 昭和食堂 (野迫川村大字柞原)
- (2) 小倉商店 (野迫川村大字北股)
- (3) 西田商店 (野迫川村大字北股)
- (4) 大股漁業生産組合 (野迫川村大字北今西)
- (5) 民宿かわらび荘 (野迫川村大字北今西)
- (6) ホテルのせ川 (野迫川村大字北今西)
- (7) 坂本静男 (野迫川村大字檜股)
- (8) 中上榮一 (野迫川村大字弓手原)

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

未就学の幼児及び小、中学生	無料
心身障害者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、餌釣については遊漁者ごとに魚の放流を行い、ルアー釣及びフライ釣については定期放流するものとする。

区 域	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料	納付場所
赤谷口から 土や谷口ま での区域	あまご にじます	餌釣 (放流あり)	1日	3,850円	かわらび荘 (野迫川村 大 字北今 西)
		ルアー釣、フライ釣 (定期放流)		3,300円	



	ルアー釣、フライ釣 (定期放流)	午後3時以 降日没まで	2,000円
--	---------------------	----------------	--------

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことが

できる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

吉野漁業協同組合奈内共第16号及び奈内共第17号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、吉野漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第16号及び奈内共第17号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、こい及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あゆ・こい	竿釣（段引（素掛け、ころがし）を含む。以下同じ。）、手釣、刺網（焼網、火光その他照明を利用する漁法を含む。以下同じ。）、引掛
うなぎ	竿釣、手釣、刺網、もんどり、引掛
あまご	竿釣、手釣、

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿 釣	釣竿 1人1本
刺 網	網の全長20m以下、1人8統以内
引 掛	1人1本

3 次の表のア欄の漁具・漁法による遊漁は、イ欄の区域内において、それぞれウ欄に掲げる期間中でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区 域	ウ 期 間
刺 網	漁場全区域	9月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
引 掛		9月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
段引（素掛け、ころがし）		9月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

4 次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中、友釣以外の漁具、漁法を使用してあゆの遊漁をしてはならない。ただし、下記に示す五條市漁協との協定による入会区域においては、毛針釣によるあゆの遊漁をすることができる。

区 域	期 間
奈内共第16号の漁場区域	毎年あゆ解禁日から前項に規定する刺網、引掛、段引による遊漁のうち、最も早い漁具・漁法の解禁日前日まで

#### 第3条第4項ただし書の区域の範囲

奈良県吉野郡大淀町大字佐名伝591番地の大淀町と五條市との境界と紀の川右岸との接点より対岸（紀の川左岸）の標示看板を見通した線から上流、奈良県吉野郡下市町大字新住1032番地の下市町と五條市との境界と紀の川左岸との接点より対岸（紀の川右岸）の標示看板を見通した線から下流の間

5 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん潰漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 潜水器具等（アクアラング等）を利用する漁法及び潜水器具等（アクアラング等）を利用する素掛け釣漁法
- (7) リール及びビルアーを使用してする友釣及び素掛け釣漁法
- (8) 流し針釣、敷針釣漁法
- (9) 水眼鏡又は水のぞき眼鏡を使用してやり、やす、もり又は鉄砲槍をもってする漁法

#### （遊漁期間）

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
こ い	1月1日から12月31日まで
う な ぎ	4月1日から9月30日まで
あ ま ご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内

2 前項の公表は、新聞若しくは組合のホームページに掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(1) 奈良県吉野郡吉野町大字檜尾字大倉谷にある関西電力株式会社第2堰堤の上流端からそれぞれ吉野川上流400m下流210mまでの間	1月1日から 12月31日まで
(2) 奈良県吉野郡大淀町大字下淵374番地にある下淵頭首工の上流端からそれぞれ吉野川上流77m、下流85mまでの間	
(3) 奈良県吉野郡吉野町大字檜井892番地にある吉野発電所の放水口からそれぞれ吉野川上流50m、下流50mまでの間	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10センチメートル
こ い	15センチメートル
う な ぎ	30センチメートル
あ ま ご	10センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に2,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	友釣・手釣	1 日	3,000円
		1 年	11,000円
	段引（素掛け・ころがし）	1 年	6,000円
こ い う な ぎ	竿釣・手釣	1 年	2,000円
あ ゆ こ い う な ぎ	網・引掛	1 年	15,000円
			13,000円 （あゆ友釣・手釣の年券購入者に限る）
あ ま ご	竿釣・手釣	1 日	3,000円
		1 年	7,000円

2 遊漁料は、次の場所において納付しなければならない。ただし、竿釣、手釣、引掛又は刺網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 吉野漁業協同組合 (吉野町大字飯貝)
- (2) フィッシングショップこまつ (大淀町大字北六田)
- (3) 吉野大橋下おとり店 (大淀町大字増口)
- (4) 下西おとり店 (吉野町大字河原屋)
- (5) 一八 (吉野町大字櫛井)
- (6) おおもり食堂 (吉野町大字国栖)
- (7) 福田おとり店 (吉野町大字立野)

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

小学生、中学生及び未就学の幼児	無料
肢体不自由者	あゆ友釣・手釣年券に限り 8,000円
満年齢70歳以上の者	あゆ友釣・手釣年券に限り 8,000円
女性（高校生以上）	あゆ友釣・手釣年券に限り 8,000円

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。



- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

- (1) 吉野川妹背橋から下流桜橋に至る区域
- (2) 吉野川吉野大橋から下流美吉野橋に至る区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

月ヶ瀬漁業協同組合奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、月ヶ瀬漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する奈内共第29号及び奈内共第30号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法
あ ゆ	手釣、竿釣、素掛け釣、たも網
こい・ふな	手釣、竿釣

2 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
竿釣・素掛け釣	釣竿 1人1本 ただし、こい・ふなは1人3本以内)
たも網	たも網の口径1m以下

3 次の表のア欄の漁具・漁法によるあゆを対象とする遊漁は、イ欄の区域内において、それぞれウ欄の期間中でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 区 域	ウ 期 間
素掛け釣	名張川と八丈嶽川との合流点から上流五月橋までの区域	8月15日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

4 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中、前項の規定にかかわらず友釣以外の漁具・漁法を使用してあゆの遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(1) 山添村大字吉田にある独立行政法人水資源機構吉田警報所から上流250mまでの名張川の区域内で組合が定め公表する区域	6月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

(2) 山添村大字中峰山（左岸）と三重県伊賀市予野尼ヶ谷（右岸）に架かる大川橋から下流600mまでの名張川の区域内で組合が定め公表する区域

5 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。

- (1) 爆発物使用漁法
- (2) 水産動物を麻痺させ又は死なせる有毒物使用漁法
- (3) 水中に電流を通じてする漁法
- (4) 瀬干漁法
- (5) びん漬漁法（セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。）
- (6) 潜水器具を利用する漁法及びリールを使用する友釣
- (7) 撒き餌による遊漁

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から10月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
こい・ふな	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板に掲示又は必要に応じ新聞に掲載してするものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
上津ダムの堰堤より下流300mの区域	1月1日から12月31日まで

（全長制限）

第6条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15センチメートル
ふ な	15センチメートル

（キャッチアンドリリースの設置）

第7条 次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域で、ウ欄の期間においては、採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。

ア 魚 種	イ 区 域	ウ 期 間
こい・ふな	奈内共第30号の漁場区域	3月1日から5月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に、あゆは日券・年券とも1,000円、こい・ふなは日券・年券とも500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	手釣、竿釣、素掛け釣	1日	3,000円
		1年	9,000円
こい・ふな	手釣、竿釣	1日	1,000円
		1年	3,500円

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- |                      |                        |
|----------------------|------------------------|
| (1) 茶房月の瀬            | (奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬24番地)      |
| (2) 広瀬五月川センター (あゆのみ) | (奈良県山辺郡山添村大字広瀬288番地の2) |
| (3) ブックカフェひろせ        | (奈良県山辺郡山添村大字広瀬255番地の1) |
| (4) 油重商店             | (奈良県山辺郡山添村大字中之庄66番地の1) |
| (5) 森脇憲一             | (三重県伊賀市治田5056番地の1)     |
| (6) カントリーパーク大川       | (奈良県山辺郡山添村大字中峰山1736番地) |
| (7) 有限会社かつき          | (三重県名張市夏見301番地)        |

3 次の表の左欄の者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずそれぞれ右欄のとおりとする。

女性	第1項に規定する額の1/2に相当する額
中学生以下	無料
心身障害者 (ただし、公的機関発行の証明できるものが必要。)	第1項に規定する額の1/2に相当する額

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

(8) その他参考となるべき事項

(9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、全域にわたり川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。



## 奈良県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容

### 第1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行される。

改正の内容は、刑事施設における受刑者の処遇及び執行猶予制度等のより一層の充実を図るため、懲役及び禁錮を廃止して、拘禁刑を創設等するものである。

このうち拘禁刑の創設については、奈良県漁業調整規則（令和2年11月規則第29号。以下「規則」という。）において手当てが必要となることから、関係条文を改正する。

また、両罰規定の対象となる規定（規則第31条及び第32条）について、自然人を対象とすることを明確化する。

### 第2 改正内容

#### 1 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正

規則第31条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

#### 2 文言の適正化

規則第31条第1項中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第32条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

### 第3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、第31条第1項の改正規定（「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。）は、令和7年6月1日から施行する。

### 第4 経過措置

第3のただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

奈良県漁業調整規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する<u>場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</u></p> <p>一 第三条第一項、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反した<u>とき。</u></p> <p>二 第七条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反した<u>とき。</u></p> <p>三 第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十四条第二項の規定に基づく命令に違反した<u>とき。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <p>一 第三条第一項、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反した者</p> <p>二 第七条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反した者</p> <p>三 第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十四条第二項の規定に基づく命令に違反した者</p> <p>2 (略)</p>
<p>第三十二条 第十四条第一項(第二十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、科料に処する。</p>	<p>第三十二条 第十四条第一項(第二十六条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、科料に処する。</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十一条第一項の改正規定(「懲役」を「拘禁刑」に改める部分に限る。)は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に係る改正規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

○奈良県漁業調整規則

昭和四十年三月二十三日

奈良県規則第五十六号

改正 昭和五二年一月一八日規則第三八号

昭和五八年六月一日規則第九号

平成三年五月一四日規則第五号

平成六年三月三十一日規則第四九号

平成六年九月三〇日規則第一九号

平成一二年三月三十一日規則第七〇号

平成一三年三月三〇日規則第六五号

平成一三年九月二八日規則第二三号

平成一八年一月一日規則第二〇号

平成二三年四月一日規則第一号

令和二年十一月三〇日規則第二九号

奈良県漁業調整規則をここに公布する。

奈良県漁業調整規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 採捕の許可（第三条―第十九条）

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置（第二十条―第二十六条）

第四章 漁業の取締り（第二十七条）

第五章 雑則（第二十八条―第三十条）

第六章 罰則（第三十一条―第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令と相まって、奈良県における水産資源の保護培養及び漁業調整を図り、もつて漁業生産力を発展させることを目的とする。

（代表者の届出）

第二条 法第五条第一項の規定による代表者の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 代表者として選定された者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

## 第二章 採捕の許可

### （採捕の許可）

第三条 次に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。

- 一 まき網
- 二 張網
- 三 焼網
- 四 鵜飼漁法

2 前項の規定（第四号を除く。）は、次に掲げる場合は、適用しない。

- 一 漁業権又は組合員行使権を有する者がこれらの権利に基づいて採捕する場合
- 二 法第七十条第一項の遊漁規則に基づいて採捕する場合

### （許可の申請）

第四条 前条第一項の許可（以下「採捕の許可」という。）を受けようとする者は、漁具又は漁法ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 採捕の種類
- 三 採捕する区域、期間及び水産動物の種類
- 四 漁具の数及び規模
- 五 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 六 その他参考となるべき事項

2 知事は、前項の申請書のほか、採捕の許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

### （許可をしない場合）

第五条 次の各号のいずれかに該当する場合は、知事は、採捕の許可をしてはならない。

- 一 申請者が次条各号のいずれかに該当する者である場合
- 二 漁業調整のため必要があると認める場合

2 知事は、前項の規定により採捕の許可をしないときは、奈良県内水面漁場管理委員会（以下「漁場管理委員会」という。）の意見を聴いた上で、当該申請者にその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

(許可についての適格性)

第六条 採捕の許可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- 一 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。
- 二 暴力団員等であること。
- 三 法人であつて、その役員又は漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること。
- 四 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。

(許可の条件)

第七条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可をするに当たり、採捕の許可に条件を付けることができる。

- 2 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、採捕の許可後、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可に条件を付けることができる。
- 3 知事は、前項の規定により条件を付けようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 4 第二項の規定による条件の付加に係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(許可の有効期間)

第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。ただし、漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、三年を超えない範囲内で、漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。

(許可の失効)

第九条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(採捕の休止による許可の取消し)

第十条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六月間又は引き続き一年間その許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕しないときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、その許可を取り消すことができる。

- 2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき事由による場合を除き、第十二条第一項の規定により許可の効力を停止された期間及び法第二百十条第一項の規定による指示若しくは同条第十一項の規定による命令により第三条第一項各号に掲げる漁具又は漁法による水産動物の採捕を禁止された期間は、前項の期間に算入しない。
- 3 第一項の規定による採捕の許可の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(適格性の喪失等による許可の取消し等)

第十一条 知事は、採捕の許可を受けた者が第六条各号のいずれかに該当することとなつたときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を取り消さなければならない。

2 知事は、採捕の許可を受けた者が漁業に関する法令の規定に違反したときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、当該採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

3 知事は、前項の規定による処分をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(公益上の必要による許可の取消し等)

第十二条 知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁場管理委員会の意見を聴いて、採捕の許可を変更し、取り消し、又はその効力の停止を命ずることができる。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

(許可証の交付)

第十三条 知事は、採捕の許可をしたときは、その者に対し次に掲げる事項を記載した許可証を交付する。

- 一 採捕の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 三 許可の有効期間
- 四 条件
- 五 その他参考となるべき事項

(許可証の携帯の義務)

第十四条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、許可証の書換え交付の申請その他の事由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物を採捕するときは、知事はその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕に従事する者に携帯させれば足りる。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定す

る許可証の写しを知事に返納しなければならない。

(許可証の譲渡等の禁止)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の書換え交付の申請)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 採捕の種類
- 三 許可を受けた年月日及び許可番号
- 四 書換えの内容
- 五 書換えを必要とする理由

(許可証の再交付の申請)

第十七条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は毀損したときは、速やかに、理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十八条 知事は、次に掲げる場合には、遅滞なく、許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- 一 第七条第二項の規定により採捕の許可に条件を付け、又は同条第一項若しくは第二項の規定により付けた条件を変更し、若しくは取り消したとき。
- 二 第十一条第二項又は第十二条第一項の規定により、許可を変更したとき。
- 三 第十六条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

(許可証の返納)

第十九条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は合併以外の事由により解散し、若しくは合併により消滅したときは、その相続人、清算人又は合併後存続する法人若しくは合併によつて成立した法人の代表者が前二項の手続をしなければならない。

第三章 水産資源の保護培養及び漁業調整に関するその他の措置  
(禁止期間)

第二十条 何人も、次の表の上欄に掲げる水産動物を、それぞれ同表の下欄に掲げる期間中、採捕してはならない。

水産動物		禁止期間
あまご	全長十センチメートルを超えるもの及び卵	十月一日から翌年二月末日まで
	全長十センチメートル以下のもの	周年
やまめ	全長十センチメートルを超えるもの及び卵	十月一日から翌年二月末日まで
	全長十センチメートル以下のもの	周年
いわな	全長十センチメートルを超えるもの及び卵	十月一日から翌年二月末日まで
	全長十センチメートル以下のもの	周年
あゆ及びその卵		一月一日から五月二十五日まで
うぐい及びその卵		四月一日から五月二十五日まで
こい(全長十五センチメートル以下のものに限る。)		周年
うなぎ(全長三十センチメートル以下のものに限る。)		周年

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁法の制限及び禁止)

第二十一条 何人も、次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 水中に電流を通じてする漁法
- 二 瀬干漁法
- 三 びん漬漁法(セルロイド、陶器その他これらに類する物による場合を含む。)



2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる漁法による水産動物の採捕については、当該各号に定める期間これをしてはならない。

- 一 水中眼鏡又は水のぞき眼鏡を使用し、かつ、やす、ひっかけ又はもりを使用してする漁法 十一月一日から翌年八月十四日まで（吉野郡十津川村北山川にあつては、一月一日から五月二十五日まで）の期間
- 二 火光その他照明を利用する漁法（鵜飼漁法の場合及び食用がえるをとる場合を除く。） 五月二十六日から七月三十一日までの期間

（禁止区域）

第二十二條 何人も、次に掲げる区域内においては、水産動植物を採捕してはならない。

- 一 吉野郡吉野町大字樫尾字大倉谷にある関西電力株式会社第二堰堤の上流端からそれぞれ吉野川上流四百メートル、下流二百十メートルまでの間
- 二 宇陀市室生にある室生寺正面の参橋（俗称太鼓橋）からそれぞれ宇陀川支川室生川上流百メートル、下流百メートルまでの間
- 三 吉野郡東吉野村大字小字小吉野川支川高見川象の淵岩からそれぞれ同支川高見川上流八十メートル、下流三百メートル及び同支川高見川小支川四郷川上流八十メートルまでの間
- 四 天川支川洞川の吉野郡天川村大字洞川字大原野三百二十一番地の西端から同大字字湯床三百五十五番地の西端を見通した線から下流吉野郡天川村大字洞川字松本垣内六百二十番地の西端から同大字字漆谷十三番地の東端を見通した線までの間
- 五 吉野郡大淀町大字下淵三百七十四番地にある下淵頭首工の上流端からそれぞれ吉野川上流七十七メートル、下流八十五メートルまでの間

（溯河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限）

第二十三條 溯河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によつて水産動物の採捕を行う場合には、河川の流幅の十分の一以上の魚道を開通しなければならない。

（有害物質の遺棄漏せつの禁止）

第二十四條 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

- 2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。
- 3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

（砂れきの採取禁止）

第二十五條 第二十二條に規定する禁止区域内並びに知事が定める区域及び期間内においては、砂れきを採取してはならない。ただし、河川管理上必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合において知事が許可したときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の区域及び期間を定めたとき並びに変更又は廃止したときは、公示す

るものとする。

(試験研究等の適用除外)

第二十六条 この規則のうち水産動植物の種類若しくは大きさ、水産動植物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）

（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
  - 一 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 目的
  - 三 適用除外の許可を必要とする事項
  - 四 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量）
  - 五 採捕の期間及び区域
  - 六 使用する漁具及び漁法
  - 七 採捕に従事する者の氏名及び住所
- 3 知事は、第一項の許可をしたときは、次に掲げる事項を記載した特別採捕許可証を交付する。
  - 一 許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 二 適用除外の事項
  - 三 採捕する水産動植物の種類及び数量
  - 四 採捕の期間及び区域
  - 五 使用する漁具及び漁法
  - 六 採捕に従事する者の氏名及び住所
  - 七 許可の有効期間
  - 八 条件
- 4 知事は、第一項の許可をするに当たり、条件を付けることができる。
- 5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その結果を知事に報告しなければならない。
- 6 第一項の許可を受けた者が特別採捕許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 7 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する。」とあるのは「書き換えて交付する。」と読み替えるものとする。
- 8 第九条、第十四条、第十五条、第十七条及び第十九条の規定は、第一項又は第六項の規定により許可を受けた者について準用する。

#### 第四章 漁業の取締り

第二十七条 知事は、漁業者その他水産動植物を採捕し、又は養殖する者が漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為をしたと認めるとき（法第二十七条及び法第三十四条に規定する場合を除く。）は、法第百三十一条第一項の規定に基づき、当該行為をした者が使用する船舶について停泊港及び停泊期間を指定して停泊を命じ、又は当該行為に使用した漁具その他水産動植物の採捕若しくは養殖の用に供される物について期間を指定してその使用の禁止若しくは陸揚げを命ずることができる。

- 2 知事は、前項の規定による処分（法第二十五条第一項の規定に違反する行為に係るものを除く。）をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 3 第一項の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

#### 第五章 雑則

（漁場又は漁具の標識の設置に係る届出）

第二十八条 法第百二十二条の規定により、漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なく、その命じられた方法により当該標識を建設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再設置等）

第二十九条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき又は当該標識を亡失し、若しくは毀損したときは、遅滞なくこれを書き換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

（添付書類の省略）

第三十条 この規則の規定により同時に二以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

- 2 前項に規定する場合のほか、知事は、特に必要がないと認めるときは、この規則の規定により申請書その他の書類に添付することとされている書類の添付を省略させることができる。

#### 第六章 罰則

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第三条第一項、第二十条から第二十三条まで、第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定に違反した者
- 二 第七条第一項又は第二項の規定により付けた条件に違反した者

三 第十一条第二項、第十二条第一項又は第二十四条第二項の規定に基づく命令に違反した者

- 2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十二条 第十四条第一項（第二十六条第八項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十一条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第三十四条 第十四条第三項（第二十六条第八項において準用する場合を含む。）、第十五条から第十七条まで、第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和四十年四月一日から施行する。  
（奈良県漁業調整規則の廃止）
- 2 奈良県漁業調整規則（昭和二十六年八月奈良県規則第四十八号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 旧規則の規定に基づいてした許可その他の処分であつてこの規則施行の際現に効力を有するものは、この規則の各相当規定に基づいてしたものとみなす。ただし、許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。
- 4 この規則施行前に旧規則により交付した許可証は、この規則の規定により交付したものとみなす。
- 5 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年規則第三十八号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十二年二月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年規則第九号）

（施行期日）

この規則は、昭和五十八年七月一日から施行する。

附 則（平成三年規則第五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成六年規則第四十九号）

この規則は、平成六年四月二十日から施行する。

附 則（平成六年規則第十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、第三十七条の改正規定及び次号の規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成十二年規則第七十号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年規則第六十五号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年規則第二十三号）

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十八年規則第二十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県漁業調整規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出されている特別採捕許可申請書は、この規則による改正後の奈良県漁業調整規則（以下「改正後の規則」という。）の規定により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際改正前の規則の規定により交付されている特別採捕許可証で現に効力を有するものは、改正後の規則の規定により交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和二年規則第二十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成三十年法律第九十五号。以下「改正法」という。）附則第二十九条の規定によりこの規則による改正後の奈良県漁業調整規則（以

下「新規則」という。) 第三条第一項の規定によってしたものとみなされるこの規則による改正前の奈良県漁業調整規則(以下「旧規則」という。) 第五条の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、旧規則第十二条の規定は、なおその効力を有する。

- 3 改正法附則第二十九条の規定により新規則第二十六条第一項の規定によってしたものとみなされる旧規則第三十条第一項の規定によってした許可については、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、同条第六項の規定は、なおその効力を有する。
- 4 この規則の施行の日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。